

健康保険部

議案第77号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第12号）

のうち、健康保険部の所管する部分について

それでは、議案第77号、令和6年度大津市一般会計補正予算（第12号）のうち、健康保険部が所管する部分のうち、主なものについて御説明いたします。

歳入から御説明いたします。

一般会計予算説明書の46ページをお願いいたします。

款14 分担金及び負担金、項2 負担金、目1 民生費負担金、節2 老人福祉費負担金、説明欄の老人福祉措置費負担金は、老人保護措置事業に係る養護老人ホーム等入所者本人及び扶養義務者から、収入・所得に応じて徴収する負担金であり、実績に基づき減額するものです。

52ページをお願いいたします。

款15 使用料及び手数料、項2 手数料、目2 民生手数料、節1 社会福祉手数料、説明欄の介護予防計画作成手数料は、地域包括支援センターや居宅介護予防支援事業所等が行う介護予防サービス支援計画書の作成に係る手数料であり、決算見込及び歳出充当事業の振替に伴い増額するものです。

目 3 衛生手数料、節 1 保健衛生手数料、説明欄の診療所開設許可等
手数料から 5 4 ページの胃内視鏡検査手数料までは、それぞれ事業
の執行見込の精査による補正です。

5 4 ページをお願いいたします。

款 1 6 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節 1
社会福祉費国庫負担金、説明欄の保険者支援制度負担金は、国民健康
保険の保険料軽減対象者数に応じて、国庫負担されるものであり、額
の確定により増額するものです。

5 6 ページをお願いいたします。

国民健康保険未就学児均等割保険料負担金は、未就学児に係る保
険料軽減措置に係るものであり、額の確定により減額するものです。

産前産後保険料負担金は、国民健康保険制度において出産する被
保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険料及び均等割保険料
の免除に係るものであり、額の確定により減額するものです。

節 3 老人福祉費国庫負担金、説明欄の低所得者保険料軽減負担金
は、所得の少ない第 1 号被保険者の介護保険料の負担軽減措置に係
るものであり、額の確定等により増額するものです。

目 2 衛生費国庫負担金、節 1 保健衛生費国庫負担金、説明欄の感染
症予防事業費負担金は、感染症法の規定に基づく感染症予防に要す

る経費に係るものであり、感染症予防経費の減に伴い減額するものです。

結核医療費負担金は、感染症法の規定に基づく結核患者の入院医療費の公費負担に係るものであり、入院医療費の増に伴い増額するものです。

感染症発生動向調査事業費負担金は、感染症法の規定に基づく感染症発生時対応等に要する経費に係るものであり、令和5年度に概算払いがあった国庫負担金について、額の確定により追加支給が生じたことに伴い増額するものです。

養育医療費負担金は、未熟児養育医療給付に係るものであり、給付額の増に伴い増額するものです。

小児慢性特定疾病医療費負担金は、長期に療養を必要とする18歳未満の児童等への医療費支給に係るものであり、支給額の増に伴い増額するものです。

感染症患者入院医療負担金は、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費に係るものであり、入院医療費の減に伴い減額するものです。

新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金は、新型コロナウイルス予防接種の健康被害に対する給付費に係るもの

であり、給付費の増に伴い増額するものです。

58ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2障害福祉費国庫補助金、説明欄の障害者地域生活支援事業費補助金の健康保険部保健所は、精神障害者等への早期介入・支援事業に係るものであり、対象事業費の減に伴い減額するものです。

節3老人福祉費国庫補助金、説明欄の老人クラブ助成費補助金は、老人クラブ活動に対する助成事業に係るものであり、対象老人クラブの減などに伴い減額するものです。

地域介護・福祉空間整備等交付金は、介護事業所の防災改修に係るものであり、対象事業所の減に伴い減額するものです。

節4児童福祉費国庫補助金、説明欄の子ども・子育て支援交付金の健康保険部保健所は、利用者支援事業及び親子関係形成支援事業等に係るものであり、対象事業費の増に伴い増額するものです。

60ページをお願いいたします。

出産・子育て応援交付金の健康保険部保健所は、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援に要する経費に係るものであり、伴走型相談支援事業費の増に伴い増額するものです。

児童虐待防止対策支援事業費補助金の健康保険部保健所は、地域

におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業に要する経費に係るものであり、新たに国庫補助金が採択されたことに伴い増額するものです。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金、説明欄の特定感染症検査事業費補助金は、H I Vや肝炎ウイルスなどの感染症の検査及び風しん抗体検査並びに相談事業に要する経費に係るものであり、対象事業費の減に伴い減額するものです。

結核医療費補助金は、感染症法の規定に基づく結核患者の通院医療費の公費負担に係るものであり、通院医療費の増に伴い増額するものです。

疾病予防対策事業費補助金は、がん検診の受診勧奨及び再勧奨等に要する経費に係るものであり、がん検診の個別勧奨費用の増に伴い増額するものです。

母子保健衛生費補助金は、妊娠・出産包括支援事業等に要する経費に係るものであり、産後ケア事業費の増に伴い増額するものです。

口腔保健推進事業費補助金は、歯周病検診事業に係るものであり、事業の実績に伴い減額するものです。

医療施設運営費補助金は、歯科疾患予防等事業などに要する経費に係るものであり、幼児健診に伴う事業費を対象経費として追加し

たことにより増額するものです。

動物収容・譲渡対策施設整備費補助金は、動物愛護センターの空調設備改修工事に要する経費に係るものであり、額の確定により増額するものです。

62ページをお願いいたします。

マイナンバー情報連携体制整備事業費補助金は、定期の予防接種情報とマイナンバー情報の連携に係るものであり、HPVワクチンの定期接種化に伴うシステム改修経費に対し、本補助金の交付を受けるものです。

64ページをお願いいたします。

項3委託金、目2民生費委託金、節1社会福祉費委託金、説明欄の拠出制国民年金事務委託金の健康保険部は、国民年金事務に必要な費用に対して交付されるものであり、事務経費の精算に伴い増額するものです。

目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金、説明欄の衛生統計調査委託金は、調査対象世帯数の実績による委託金の減に伴い減額するものです。

国民健康・栄養調査委託金は、健康増進法に基づく国民健康・栄養調査における調査対象世帯数の実績による委託金の減に伴い減額す

るものです。

款 1 7 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 1 社会福祉費県負担金、説明欄の保険基盤安定負担金は、国民健康保険の保険料の軽減措置に係るものであり、額の確定により増額するものです。

保険者支援制度負担金は、国民健康保険の保険料軽減対象者数に応じたものであり、額の確定により増額するものです。

後期高齢者医療基盤安定負担金は、後期高齢者医療事業における保険料軽減措置に係るものであり、滋賀県後期高齢者医療広域連合からの通知により減額するものです。

6 6 ページをお願いいたします。

国民健康保険未就学児均等割保険料負担金は、未就学児に係る保険料軽減措置に係るものであり、額の確定に伴い減額するものです。

産前産後保険料負担金は、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険料及び均等割保険料の免除に係るものであり、額の確定に伴い減額するものです。

節 3 老人福祉費県負担金、説明欄の低所得者保険料軽減負担金は、所得の少ない第 1 号被保険者の介護保険料の負担軽減措置に係るものであり、額の確定等により増額するものです。

目 2 衛生費県負担金、節 1 保健衛生費県負担金、説明欄の予防接種対策費負担金は、予防接種の健康被害に係るものでありますが、本年度はすべて国庫負担金の交付対象となる新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種に係る健康被害であったため、県負担金を減額するものです。

未熟児養育医療負担金は、未熟児養育医療給付に係るものであり、給付額の増に伴い増額するものです。

項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 総務管理費県補助金、説明欄の自治振興交付金は、市町が地域の実情に応じ独自性を発揮した施策展開をするために行う事業に対し県から交付されるもので、健康保険部は高齢者住宅小規模改造助成事業、小規模老人クラブ活動助成事業及び在日外国人障害福祉金支給事業に対して交付を受けるものであり、対象件数の増に伴い増額するものです。

68 ページをお願いいたします。

目 2 民生費県補助金、節 1 障害福祉費県補助金、説明欄の障害者地域生活支援事業費補助金の健康保険部保健所は、精神障害者等への早期介入・支援事業に係るものであり、対象事業費の減に伴い減額するものです。

障害者等給付費補助金及び障害者等給付事務費補助金は、65歳

から74歳までの住民税非課税の方、障害者、ひとり親家庭等を対象とした福祉医療費助成制度に係る補助金であり、事業実績に基づき減額するものです。

節2 老人福祉費県補助金、説明欄の社会福祉法人軽減補助金は、低所得者に対する介護サービス利用料の自己負担額の軽減に係るものであり、事業実績に基づき増額するものです。

節3 児童福祉費県補助金、説明欄の地域子育て支援事業費補助金の健康保険部保健所は、利用者支援事業及び親子関係形成支援事業等に係るものであり、対象事業費の増により増額するものです。

子ども・子育て施策推進交付金の健康保険部保健所は、妊産婦健康診査等に係るものであり、対象事業費の減に伴い減額するものです。

乳幼児医療給付費補助金は、0歳から就学前の乳幼児に対する医療費助成に係る補助金であり、事業実績に基づき減額するものです。

出産・子育て応援交付金事業補助金の健康保険部保健所は、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援に要する経費に係るものであり、対象事業費の増に伴い増額するものです。

70ページをお願いいたします。

目3 衛生費県補助金、節1 保健衛生費県補助金、説明欄の自殺対策強化事業交付金は、自殺未遂者に対する支援等の自殺対策に係るも

のであり、対象事業費の減に伴い減額するものです。

健康教育費補助金は、健康教育に係るものであり、事業実績に基づき減額するものです。

健康相談費補助金は、健康相談に係るものであり、事業実績に基づき増額するものです。

総合的な保健推進事業費補助金は、基本健康診査に係るものであり、受診者数の増により増額するものです。

健康診査費補助金は、基本健康診査及び肝炎ウイルス検査等の実施に係るものであり、事業実績に基づき減額するものです。

骨髄等移植ドナー助成事業費補助金は、骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞を提供した者及びその者を雇用する事業者に対する助成に係るものであり、事業実績に基づき増額するものです。

がん患者のアピアランスサポート事業補助金は、がん治療の副作用に伴う外見上の変化を補う補整用具の購入費用の助成に係るものであり、事業実績に基づき増額するものです。

74ページをお願いいたします。

項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金、説明欄の歯科疾患実態調査委託金は、国の調査委託に係るものであり、事業実績に基づき減額するものです。

76 ページをお願いいたします。

款19 寄付金、項1 寄付金、目3 衛生費寄付金、節3 動物愛護寄付金は、動物愛護管理行政に対する支援・協力に係るものであり、寄付金の受領により増額するものです。

78 ページをお願いいたします。

款20 繰入金、項1 繰入金、目1 基金繰入金、節4 福祉基金繰入金、説明欄の健康保険部は、財源調整により減額するものです。

節8 公共施設等整備基金繰入金、説明欄の健康保険部は、財源調整により減額するものです。

82 ページをお願いいたします。

款22 諸収入、項4 雑入、目4 雑入、節3 民生費雑入、説明欄の一体的実施受託金は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る滋賀県後期高齢者医療広域連合からの委託料であり、実績に基づき増額するものです。

84 ページをお願いいたします。

地域包括支援センター実習受入金は、大学などの実習生をあんしん長寿相談所で受け入れることに対する委託料であり、実績に基づき減額するものです。

高額療養費返還金は、福祉医療費助成事業に係る各保険者等から

の高額療養費相当分を受け入れるものであり、実績に基づき減額するものです。

福祉医療費返還金は、福祉医療費助成事業の助成を受けたものが転出等により資格を喪失したのちに医療機関等を受診したこと等により発生した返還金であり、実績に基づき増額するものです。

第三者行為等返還金は、福祉医療費助成事業の助成対象者が交通事故等を原因として医療機関等を受診した場合について、交通事故等の加害者から求償を受けたものであり、実績に基づき増額するものです。

介護施設等整備費補助金返還金は、補助金を受けて整備された介護施設等の財産処分に伴う残存年数分の返還金であり、財産処分の完了予定日が次年度に変更されたため減額するものです。

節4 衛生費雑入、説明欄の看護学生等実習受入金は、看護学生等の臨地実習の受け入れに伴う実習の委託料であり、実績に基づき減額するものです。

管理栄養士学生実習受入金は、公衆栄養学臨地校外実習の受け入れに係る委託金であり、実績に基づき減額するものです。

しつけ方教室等受講者負担金は、動物愛護センターで開催する犬のしつけ方教室の受講に係るものであり、実績に基づき減額するも

のです。

未熟児養育医療費一部負担金は、医療機関等に支払った未熟児養育医療費のうち、乳幼児福祉医療費助成制度の対象となる医療費を振替えるものであり、給付件数の増により増額するものです。

後期高齢者健康診査委託金は、後期高齢者健康診査に係るものであり、受診者数の増により増額するものです。

後期高齢保険者努力制度交付金は、後期高齢者健康診査に係るものであり、受診者数の増により増額するものです。

調理実習材料費負担金は、市内小学生親子を対象に開催する食育教室の調理実習に係る実費相当の参加者負担金であり、参加者数の増により増額するものです。

新型コロナウイルスワクチン予防接種費助成金は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴う経費に対して交付されるものであり、接種経費の減により減額するものです。

86ページをお願いいたします。

節10その他雑入、説明欄の健康保険部その他雑入の健康保険部は、施設光熱水費の実績に基づく関係団体の負担額の減等により減額するものであり、健康保険部保健所は、予防接種事業において配布したワクチンが未使用のまま廃棄となった場合等における医療機関

からのワクチン相当額返還分であり、件数の増により増額するものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

114ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、説明欄9の福祉医療費助成事務費は、当該事業に係る委託料などの事務経費であり、事業費の精査により減額するものです。

目2障害福祉費、説明欄3の在日外国人障害福祉金支給費は、国民年金の国籍条項が撤廃されるまで加入することができず無年金の状態におかれている、障害をお持ちの在日外国人の方に対する福祉金の支給事業であり、事業費の精査により減額するものです。

116ページをお願いいたします。

目4老人福祉費、説明欄1の老人医療費助成費は、65歳から74歳までの住民税非課税の方に対する医療費の助成経費であり、これまでの実績に基づく事業費の精査により減額するものです。

説明欄2の後期高齢者医療推進費は、滋賀県後期高齢者医療広域連合事務処理経費の分賦金及び医療費等負担金であり、広域連合からの通知により増額するものです。

説明欄3の老人福祉対策費は、高齢者福祉行政の推進に係る事務経費のほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に要する経費、介護人材確保対策に要する経費などであり、介護施設等整備費補助金返還金の減額や事務経費等の実績により減額するものです。

説明欄4の敬老祝支給費は、88歳・100歳・市内最高齢者への祝状等の贈呈及び各学区への敬老祝金支給に係るものであり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄5の高年齢者労働能力活用推進費は、シルバー人材センターへの運営費等補助金を交付するものであり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄6の老人クラブ活動助成費は、老人クラブの組織強化と活動に対する補助金などにかかる経費であり、対象老人クラブの減などにより減額するものです。

説明欄7の高齢者生活支援費は、高齢者小規模住宅改造助成事業やフレイル予防事業、日常生活用具の貸与・支給などに係る経費であり、高齢者小規模住宅改造助成の利用者増により増額するものです。

説明欄8の老人保護措置費は、身体・精神及び経済的な理由等により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対する養護老人ホーム等への入所措置費であり、実績に基づき増額するものです。

説明欄 9 の老人デイサービス管理運営費事業費補正・歳入補正は、木戸デイサービスセンターに係る指定管理料のほか、唐崎及び晴嵐デイサービスセンターの施設管理に係る経費などであり、施設光熱水費の実績に基づく関係団体の負担額の減により財源を減額するものです。

説明欄 10 の低所得者対策費は、低所得者に対する介護サービス利用料の自己負担額の軽減に係る経費であり、事業の実績に基づいて増額するものです。

説明欄 11 の地域包括支援センター管理運営費は、要支援者・総合事業対象者への介護予防サービス支援計画の作成及び介護予防ケアマネジメントに係る人件費や委託料等の経費であり、介護報酬の請求に係るソフトウェア使用料の精査により増額するものです。

説明欄 12 の高齢者健康生きがい施設管理費は、市内の老人憩の家と老人健康広場の管理運営費であり、管理経費等の実績により減額するものです。

説明欄 13 の老人福祉センター管理運営費は、市内 5 か所の老人福祉センターに係る指定管理料のほか、施設の機能充実に伴う改修工事等の経費などであり、工事経費等の実績により減額するものです。

118ページをお願いいたします。

目5国民年金費、説明欄1の国民年金事務費は、法定受託事務としての届出受付業務や資格入力業務等における事務経費であり、事業費の精査により増額するものです。

目6の国民健康保険事業特別会計繰出金から目8後期高齢者医療事業特別会計繰出金までは、各特別会計の予算の補正に伴い必要な補正を行うものです。

120ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄5の乳幼児医療費助成費は、0歳から就学前の乳幼児に係る医療費の助成経費であり、これまでの実績に基づく事業費の精査により減額するものです。

説明欄6の子ども医療費助成費は、小学校1年生から高校生世代までの児童及び生徒等に係る医療費の助成経費であり、これまでの実績に基づく事業費の精査により増額するものです。

126ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、説明欄1の保健所運営費は、保健所の運営及び施設の維持管理のほか、第4期保健医療基本計画策定や明日都浜大津2階旧運動実践室の執務室化Ⅱ期工事等に係る経費であり、施設改修工事に係る経費の確定等により

減額するものです。

説明欄 2 の総合保健対策費は、看護学校への運営補助等に係る経費のほか、食育の推進に要する経費や健康増進法に基づく国民健康・栄養調査事業に係る経費であり、主には国民健康・栄養調査の対象世帯数の実績に伴う経費減により減額するものです。

説明欄 3 の地域医療確保支援費は、地域医療の推進に係る経費や、夜間及び休日、地域に必要な医療体制の確保等に要する経費、地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会運営に係る経費等であり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄 4 の医務薬務等指導費は、診療所や薬局等の許認可、監視指導等に係る経費であり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄 5 の衛生統計調査費は、国民生活基礎調査及び社会保障・人口問題基本調査等に係る経費であり、調査対象世帯数の実績により、減額するものです。

説明欄 6 の精神保健福祉対策費は、精神障害者等への早期介入支援、早期治療の促進、専門医師等による相談や家族教室・交流会等の家族支援に係る経費等であり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄 7 の難病支援対策費は、難病患者に対する相談事業、難病患

者支援従事者の育成事業等に係る経費であり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄 8 の動物愛護推進費は、犬猫の適正飼養啓発・引取り譲渡・多頭飼育対策補助のほか、地域猫活動支援、動物愛護センターの運営や改修等に係る経費等であり、事業費の精査により減額するものです。

目 2 予防費、説明欄 1 の狂犬病予防対策費事業費補正は、犬の狂犬病予防注射及び登録事務等の経費であり、事業内で経費を組み換えたものです。

説明欄 2 の感染症予防対策費は、感染症法に基づく結核予防対策経費のほか、H I V、肝炎等の検査及び風しんの拡大防止対策に伴う抗体検査費、またこれら疾患の相談、啓発に係る実施経費であり、主には令和 5 年度に概算交付を受けた国庫負担金及び補助金の額の確定による返還金を措置するため増額するものです。

説明欄 3 の予防接種対策費は、予防接種法に基づく定期接種の経費のほか、風しん任意予防接種の費用助成等に係る経費であり、主には令和 5 年度に概算交付を受けた国庫負担金及び補助金の額の確定による返還金を措置するため増額するものです。

1 2 8 ページをお願いいたします。

目3 総合保健センター運営費、説明欄1の総合保健センター管理運営費は、明日都浜大津の管理経費や総合保健システムの経費など健康保健に係る管理運営経費であり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄2のすこやか相談所管理運営費は、7か所の相談所の管理運営経費及び旧比叡すこやか相談所解体に係る実施設計等に要する経費であり、実施設計に係る経費の確定等により減額するものです。

目4 母子保健費、説明欄1の小児保健対策費の母子保健課分は、乳幼児健診及び幼児歯科健診の実施経費並びに未熟児や小児慢性特定疾病に罹患した子どもに対する医療費の助成経費であり、医療扶助費の増や国庫補助金の精算による返還金の額の確定等により増額するものです。

子ども発達相談センター分は、発達障害やその疑いのある子どもへの、早期発見・相談・専門医による診断、多職種による専門的助言・指導により適切な支援を行う経費であり、障害者地域生活支援事業費補助金の増等に伴う特定財源の補正です。

説明欄2の母性保健対策費は、妊娠期における健康管理の推進や産後ケア事業、新生児訪問などの産後うつ対策事業に要する経費、不育症の治療に対する助成経費、妊婦健康診査や産婦健康診査に対す

る助成に係る経費であり、妊婦健康診査等の事業費の精査により減額するものです。

130ページをお願いいたします。

目5健康増進費、説明欄1の健康増進対策費は、第2期がん対策推進基本計画策定等のがん対策推進に係る経費や各種検診等の実施経費であり、事業費の精査により増額するものです。

説明欄2のがん検診推進費は、各種がん検診の実施経費及び受診率向上対策に係る経費であり、各種がん検診受診者数見込みの精査により増額するものです。

目6環境衛生費、説明欄の1生活衛生対策費は、旅館や公衆浴場等の営業許可に係る事務経費のほか、市内の公衆浴場の経営安定化などに係る補助金であり、令和7年度に導入する台帳システムの開発に伴う経費の確定や、その他事業費の精査により減額するものです。

説明欄2の食品衛生対策費は、食品関係施設の営業許可に係る事務経費のほか、食中毒予防の啓発などに係る経費であり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄3の検査実施事務費は、食品衛生、感染症対策などの検査の実施等に要する経費であり、リース料の確定や、その他事業費の精査により減額するものです。

説明欄4の墓地等管理運営費の健康保険部保健所は、墓地、埋葬等に関する法律に基づく、墓地の許認可等に係る経費であり、事業費の精査により減額するものです。

歳出の説明は以上でございます。

以上で、議案第77号、令和6年度大津市一般会計補正予算（第12号）のうち、健康保険部が所管する部分の説明とさせていただきます。

御審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。